

平成29年12月21日
北首都国道事務所

大規模地震時等による建設機械の不足に備え、
「一般社団法人 日本建設機械レンタル協会東京支部」と
協定を締結しました。

平成29年12月21日に、一般社団法人日本建設機械レンタル協会東京支部と、「災害時における建設機械器具等の支援に関する協定」の締結式を開催しました。



この協定は、大規模災害時における建設機械の確保を目的として、一般社団法人日本建設機械レンタル協会東京支部より、建設機械の確保に関する情報提供を受けるものです。

首都直下地震等の大規模地震が発生した場合、広範囲で道路啓開作業が必要となり、協力会社保有の建設機械だけでは不足することが予想されますが、本協定の締結により北首都国道事務所の災害対応力はより強化されるものと考えております。